

令和6年度 事業報告

基本目標

企業一体となった 安全活動を推進して

地域社会に貢献しよう

業務重点

- 1 組織をあげた安全運転管理の推進
- 2 マイカー事故防止対策の推進
- 3 交通安全意識の共有と歩行者保護運転の徹底
- 4 地域と連携した交通安全活動の推進

業務重点

1 組織をあげた安全運転管理の推進

(1) 組織的な安全運転管理の推進

- ア ドライブレコーダーやテレマティクスなど新たな管理システムの導入により、安全運転管理体制の充実強化に努めた。
- イ 賛助会員のあいおいニッセイ同和損保株式会社からの申出により同社と共催、愛知県警察の後援を得て本年11月に一部の地域、事業所を対象に試験的にテレマティクス技術を活用した交通安全イベントを実施した。
- イ 安全運転管理計画を策定し、組織的な活動を推進した。
- ウ 交通安全講習会、事故防止検討会の開催など、安全教育の充実に努めた。
- エ 各種表彰制度の活用により、安全運転意識の高揚に努めた。
- オ 外国人従業員向けの交通安全教室を積極的に開催した。
- カ 大型自動車免許、中型自動車免許及び第二種免許の運転免許受験資格の特例並びに若年運転者講習等の周知に努めた。
- キ 送迎バスの置き去り事案を防ぐため、送迎バスには国のガイドラインに基づく安全装置を設置するとともに、目視確認するなど送迎バスの安全管理の徹底に努めた。

(2) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力向上対策の推進

- ア 法定講習の受講が安全運転管理の基本であることから、警察本部交通部交通総務課及び警察署交通課と連携することにより安全運転管理者等全員の受講を目指し、安全運転管理能力の向上に努めた。
- イ 交通事故の発生傾向や特徴を分析した資料等を提供し、事故実態に応じた指導を促進した。
- ウ 安全運転管理者等に運転適性検査指導者講習を受講させ、管理能力の向上を図った。
- エ 運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの確認、記録の1年保管に加え、検知器の有効期限や動作の点検確認等、安全運転管理者業務の周知に努めた。

(3) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

- ア 安全運転管理者未選任事業所の発見活動を推進し、未選任事業所の一掃に努めた。
- イ 安全運転管理協議会への入会を勧奨して交通安全活動への参加を促し、交通安全の充実と組織基盤の強化に努めた。

(4) 安全運転管理モデル事業所活動の推進

- ア 警察署長・地区協議会長の連名により「安全運転管理モデル事業所」の委嘱を行い、安全運転管理者の業務を効果的に推進して交通事故の防止を図り、その成果を各事業所及び地域に波及させた。
- イ モデル事業所の活動状況を機関誌「AAKK」で紹介し、優秀な事業所には表彰を行った。
- ウ 安全運転管理モデル事業所活動の実施要領 … ホームページ「安全運転管理モデル事業所活動」のとおり

(5) 交通安全教育の強化

- ア 歩行者保護運転の徹底に努めた。
- イ 自転車を含め「ながら運転」や「飲酒運転」の違法性を啓発するとともに、「ながら運転」等が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を浸透させてその根絶に努めた。
- ウ 新入社員等に対して、企業人としての運転マナーの確立に努めた。
- エ 運転適性検査を実施して結果を活用した。
- オ 「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」に参加した。
- カ 高速道路においては、追越し用の車両通行帯を漫然と走行することなく、適切な車間距離を確保し、車両ごとの法定速度を遵守するなど、安全走行に努めた。

(6) 高齢ドライバーの事故防止対策の推進

- ア 交通安全教育シミュレータ等を活用した交通安全教育などを通じて、高齢ドライバーに身体機能の変化を理解させた。
- イ 加齢に伴う身体能力の低下を補う機能を備えた安全運転サポート車は、その安全機能を過信すれば事故抑止効果も失われてしまうことから、ドライバーとしての責任を持った安全運転の徹底を図った。
- ウ 一定期間に複数回の交通事故の当事者となったドライバーに対しては、当該事故の状況や健康状態等を踏まえた交通安全教育を実施したほか、安全運転サポート車の導入と運転免許証自主返納の検討を促した。
- エ 一定の違反のある高齢運転者への運転免許更新時における運転技能検査や申請による運転免許の条件付与（サボカー限定免許）等を周知した。

(7) 夕暮れ時及び夜間対策の推進

- ア 交通死亡事故が多発する夕暮れ時及び夜間を重点とした対策を推進した。
- イ 夕暮れ時に多発する歩行者・自転車利用者との事故を抑止するため、前照灯を早めに点灯するライト・オン運動を推進した。
- ウ 夜間、歩行者等を早期に発見するため、ハイビームの活用を徹底した。

2 マイカー事故防止対策の推進

(1) マイカーの掌握と指導の徹底

- ア マイカー保有者を確実に掌握し、運転免許証、車検証、保険加入状況等の確認に努めた。
- イ マイカー通勤者に通勤経路マップを作成させ、これに基づいた具体的な指導に努めた。

(2) ドライバークラブの結成と活動の強化

- ア ドライバークラブによる自主的な交通安全活動の計画と実行を促した。
- イ 優良運転者に対する表彰（ドライバークラブ表彰等）を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図った。
- ウ 自転車通勤者のグループ化を図り、ドライバークラブに準じた指導に努めた。

(3) 被害軽減対策の推進

- ア 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用を徹底した。
- イ 二輪車運転者に対してヘルメットの着用を徹底し、各種プロテクター、エアバッグジャケットの着用を促進した。
- ウ 自転車利用時のヘルメットの着用を促進した。

(4) 飲酒運転等根絶対策の推進

- ア 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立に努めた。
- イ 飲酒運転を助長する環境の根絶に努めた。
 - (ア) 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導の徹底に努めた。
 - (イ) 飲酒運転周辺三罪（酒類提供・車両提供・同乗）の根絶運動を推進した。

(5) 自転車安全利用の促進

- ア 自転車利用者に対し、「自転車は車のなかま（車両）であること」を認識させるとともに「自転車安全利用五則」を周知して実践させた。
 - ＜自転車安全利用五則＞（令和4年11月1日改定）
 - ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

イ すべての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の努力義務及びスマホ・酒気帯び運転に対する罰則強化等を周知するとともに、自主的な反射材用品の着用を推進した。

ウ 自転車の交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入を促した。

(6) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等の周知

令和5年7月1日、道路交通法により新たに規定された特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等について、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなど一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として走行場所が自転車と同様となるなど、新たな交通ルール等を正しく理解し、遵守するよう周知に努めた。

3 交通安全意識の共有と歩行者保護運転の徹底

(1) 交通安全意識の共有

ア 愛知県警察本部交通部長の求めに応じ、例年、交通事故が多発する10月から年末に向けての対策の一環として、当協議会長によるビデオメッセージを作成・ホームページで放映したほか、地区会長も警察署長や交通安全協会長と連名による書簡を発出して具体的な安全行動を呼び掛けた。

イ 自動車の安全機能が急速に進化している今日こそ、ドライバー自身の安全意識が重要であることの理解を深めた。

ウ 安全運転を続けることの価値を認め合い、相互に交通安全意識を高め、広く共有することによって安全で快適な交通環境を創出するための意識基盤の醸成を図った。

エ 高齢者の身体機能が低下することは当然であり、そのような高齢者に対して多くの安全行動を期待するのではなく、ドライバー自身が高齢者の過失やミスを補う運転行動を徹底するなど、「車が人を守る」交通安全意識の共有に努めた。

オ 多発する交差点関連事故の抑止を図るため、道路交通法に定められた右左折方法等の周知徹底を図った。

(2) 歩行者保護運転の徹底

ア 横断歩道付近では積極的に歩行者や自転車の発見に努め、横断中や横断しようとしている歩行者等がいた場合には、横断歩道の手前で確実な停止に努めた。

イ 路面に表示された「ひし形（ダイヤモンド）」は前方に横断歩道があることを示しているので、走行中の路面にダイヤモンドを見つけたらアクセルを戻して減速し、前方の横断歩道周辺における横断歩行者等の有無の確認に努めた。

ウ 特に住宅地を通行するときは、横断歩道以外の場所でも歩行者等が横断することを予測して慎重な通行に努めた。

エ 子供や高齢者は、道路を横断するときに接近する車に気がついていないことがあることから、道路を横断していたり、横断しようとする子供や高齢者を見掛けた場合には、自車の接近に気付いていないことを前提として減速・停止し、子供や高齢者を守る思いやり運転に努めた。

オ 信号無視や乱横断（横断禁止場所での横断等）等をする歩行者や自転車もいることを予測した運転に努めた。

4 地域と連携した交通安全活動の推進

(1) 各季の交通安全運動

ア 春の全国交通安全運動 4月6日（土）～4月15日（月）（10日間）
（県内一斉大監視 4月10日（水）午前7時～午前9時）

- (ア) 立て看板「抜け道と 思うな そこは通学路」8,858本作製
- (イ) 活動結果を機関誌AAKK 6月号で紹介
- イ 夏の交通安全県民運動 7月11日(木) ～ 7月20日(土) (10日間)
 - (県内一斉大監視 7月16日(火) 午前7時～午前9時)
- (ア) 立て看板「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」8,553本作製
- (イ) 活動結果を機関誌AAKK 9月号で紹介
- ウ 秋の全国交通安全運動 9月21日(土) ～ 9月30日(月) (10日間)
 - (県内一斉大監視 9月26日(木) 午後4時～午後6時)
- (ア) 立て看板「反射材 光って気づいて 事故防止」9,586本作製
- (イ) 活動結果を機関誌AAKK 12月号で紹介
- エ 年末の交通安全県民運動 12月1日(日) ～ 12月10日(火) (10日間)
 - (県内一斉大監視 12月6日(金) 午後4時～午後6時)
- (ア) 立て看板「ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ」7,977本作製
- (イ) 活動結果を機関誌AAKK 2月号で紹介

(2) 交通安全の日

- ア 交通事故死ゼロの日 毎月10日、20日、30日
 - 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(水)、9月30日(月)
- イ 子供を交通事故から守る日 毎月10日
- ウ 横断歩道の日 毎月10日
- エ 高齢者を交通事故から守る日 毎月30日(2月は末日)
 - 高齢者交通安全週間 9月14日(土)～9月20日(金)
- オ 自転車・二輪車安全利用の日 毎月20日
 - 自転車・二輪車安全利用月間 5月
 - バイクの日 8月19日(月)
- カ 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
- キ 「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間
 - 6月11日(火)～6月20日(木)

(3) 各種交通安全運動の推進

ア 歩行者保護運動

横断歩道における歩行者に対する保護意識の醸成を図る取組を一層強化する。ドライバーには横断歩道等における歩行者等の優先を、歩行者には横断歩道の利用促進とドライバーに対して渡る意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を推進した。

イ 「ながら運転」等の根絶

- (ア) 「ながら運転」の根絶
- (イ) 「妨害運転」の根絶

ウ 飲酒運転の根絶

(ア) 「飲酒運転四(し)ない運動」の推進

- 運転するなら酒を飲まない。
- 酒を飲んだら運転しない。
- 運転する人に酒をすすめない。
- 酒を飲んだ人に運転させない。

(イ) 「ハンドルキーパー運動」の推進

自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車を運転して仲間等を送り届けた。

エ 交通安全スリーＳ運動

① Stop（ストップ）

- ・ 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・ 横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・ 飲酒運転の根絶

② Slow（スロー）

- ・ こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・ 見とおしが悪い交差点では徐行

③ Smart（スマート）

- ・ 全ての人に対して思いやりを持った運転と、運転中にはスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・ シートベルトの全席着用の徹底
- ・ 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転

オ ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

(ア) 点灯時刻の目安

日没時刻の概ね１時間前（雨天等視界の不良時は、昼間でも点灯）

(イ) 歩行者・自転車利用者の明るい服装と反射材用品の利用促進

カ 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動

～ 後部座席を含む全席着用率100%をめざして ～

(4) 街頭活動等の推進

ア 地域の関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日等を中心に、積極的な交通安全立哨活動、交通安全キャンペーン等を推進した。

イ 交通安全立哨活動は学童横断場所を中心に実施するなど、通学児童等の保護にも配慮した。

ウ 地域住民との交流会を開催した。

一般業務

1 会議等

(1) 社員総会

事業計画・予算、事業報告・決算及び本会運営上の重要な事項を審議した。

ア 第1回定時社員総会

(ア) 日時 5月31日(金) 午前10時30分から

(イ) 場所 名鉄グランドホテル

(ウ) 議事 令和5年度事業報告・決算、理事・監事の選任

イ 臨時社員総会

(ア) 日時 11月27日(水) 午後4時30分から

(イ) 場所 名鉄グランドホテル

(ウ) 議事 退職金規程の整備等

ウ 第2回定時社員総会

(ア) 日時 3月18日(火) 午前10時30分から

(イ) 場所 名鉄グランドホテル

(ウ) 議事 令和7年度事業計画・予算
報告 職務執行状況

(2) 理事会

会務の執行に関する事項、総会に付議すべき事項等について決議した。

ア 第1回定例理事会

中止 議案は5月8日(水)に書面により決議

決議事項 総会付議事項、総会の日程及び提出議案

イ 第1回定時社員総会後の理事会

議事 代表理事たる会長、副会長、代表理事たる副会長、専務理事及び常務理事の選定

ウ 臨時理事会

中止 議案は10月31日(木)に書面により決議

決議事項 総会付議事項、総会の日程及び提出議案

エ 臨時社員総会後の理事会

報告 職務執行状況

オ 第2回定例理事会

中止 議案は3月7日(水)に書面により決議

決議事項 総会付議事項、総会の日程及び提出議案

(3) 会長・副会長会議

本会運営の重要事項を協議した。

(ア) 日時 8月1日(木) 午後6時から

(イ) 場所 かわとみ

(ウ) 議事 テレマティクス技術を活用した交通安全イベントの試験的实施及び退職金規程の整備

(4) 会長報告

4月17日(水)、7月19日(金)、10月16日(水)及び1月29日(水)に当協議会事務局において会長に業務推進状況を報告した。

(5) 安全運転管理事務担当者連絡会議

- (ア) 日時 4月23日(火) 午後1時30分から
- (イ) 場所 愛知県自動車会議所
- (ウ) 内容 講習日程及び事務処理等

(6) 第65回交通安全国民運動中央大会

- (ア) 日時 令和7年1月14日(火) 分科集会、1月15日(水) 本会議
- (イ) 場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷(分科集会)
新宿文化センター(本会議)

(7) 2025年愛知県交通安全県民大会

- (ア) 日時 令和7年1月16日(木) 午後1時30分から
- (イ) 場所 岡谷鋼機名古屋公会堂

2 機関誌「AAKK」の編集発行

安全運転管理対策、安全教育資料、安全運転管理モデル事業所及び地区協議会の活動状況等を掲載した機関誌「AAKK」を編集発行して安全運転管理情報の共有化を図った。
なお、紙代及び郵便代の値上げに対応するため、11月号から電子メールによる配信に切り替えた。

3 「i(アイ) ネット」による交通情報等の提供とネットワークの確立

交通安全情報の配信システム「i ネット」の普及促進を図り、警察本部交通総務課の協力を得て情勢に対応した交通情報等を迅速に提供した。
「i ネット」発信件数 75件

4 警察、県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

警警察、県・市区町村、地区協議会、(一財)愛知県交通安全協会等の交通安全関係機関・団体との連携を強化し、安全運転管理等に係る情報の共有化を図った。また、県安管は、中部管内はもとより全国の安全運転管理協議会等とも連携して安全運転管理活動の向上を図った。

5 交通安全教育用DVDの貸出(令和6年度購入4本)

交通安全教育用DVDを整備して会員事業所への無料貸出した。
貸出事業所 延べ325事業所
貸出本数 延べ474本

6 運転適性検査指導者講習会の実施

- (1) 運転適性検査指導者講習会
 - (ア) 月日 10月30日(木)、31日(金)
 - (イ) 場所 愛知県自動車会館
 - (ウ) 受講人員 57名

(2) 事業所における運転適性検査

資格認定を受けた運転適性検査指導員による「警察庁K-2型」の運転適性検査が関係事業所で実施され、運転適性診断票に基づいた個人指導が行われた。

7 エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動の実施

- (1) 会員事業所のドライバークラブ等を対象に、夏の交通安全県民運動初日の7月11日（木）から10月18日（金）までの100日間、「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」を実施した。

	参加チーム	達成チーム	達成率
若者（1チーム5人）	51チーム（255人）	46チーム（230人）	90.2%
一般（1チーム10人）	236チーム（2,360人）	184チーム（1,840人）	78.0%
計	287チーム（2,615人）	230チーム（2,070人）	80.1%

※ 若者とは16歳以上24歳以下をいう。

- (2) 「エコ&セーフティ無事故・無違反運動に参加して」の感想文を機関誌「A A K K」に掲載して交通安全意識の高揚を図った。

8 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討して機関誌「A A K K」に掲載した。また、地区協議会長等に配布し、安全運転管理業務の資料として活用した。

9 表彰

(1) 優良ドライバー表彰（通年表彰）

ア 愛知県安全運転管理協議会長表彰	
(ア) 優良運転者	金賞 95名
(イ) 優良運転者	銀賞 142名
イ 地区協議会長表彰	
優良運転者	銅賞 204名

(2) 内閣総理大臣表彰（7月1日表彰）

交通安全功労者	1名
---------	----

(3) 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰（1月15日表彰）

ア 交通栄誉章	
(ア) 緑十字金章	1名
(イ) 緑十字銀章	5名
イ 優良安全運転管理協議会	1協議会
ウ 交通安全優良事業所	5事業所

(4) 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰（5月24日表彰）

ア 優良安全運転管理協議会	3協議会
イ 優良安全運転管理者等	14名
ウ 交通安全優良事業所	12事業所

(5) 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰（5月24日表彰）

ア 優良安全運転管理協議会	5 協議会
イ 優良安全運転管理指導者	9 名
ウ 優良安全運転管理者等	144 名
エ 交通安全優良事業所	159 事業所
オ 優良自動車運転者	146 名

(6) 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰（9月19日表彰）

ア 交通安全功労団体	1 事業所
イ 交通安全功労者	19 名

(7) 全日本交通安全協会会長表彰（9月19日表彰）

交通安全栄誉章「緑十字銅章」	
優良安全運転管理者	51 名

(8) 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰（11月25日表彰）

エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動達成	230 チーム
--------------------------	---------

法定講習

愛知県公安委員会から委託を受け、道路交通法第108条の2の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の法定講習を次のとおり実施した。

○ 実施期間及び回数

区 分	安全運転管理者	副安全運転管理者
実施回数	42回（12回）	11回（3回）
管理者数	24,852名	6,811名
受講者数	23,220名（7,758名）	6,384名（1,842名）
受講率	93.4%	93.7%

※1 （ ）はオンラインによる講習者を内数で示す。

2 管理者数は、令和6年3月31日現在